

**病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、休学する学生等が日本学生支援機構の奨学生の場合は、休学又は復学に伴う奨学金の休止・復活の手続きが必要であることについて、周知の御協力をお願いいたします。**

事務連絡  
令和5年2月9日

各地方公共団体（各都道府県、各市町村、各事務組合等）

公立学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課 御中

各地方公共団体（各都道府県）

私立専門学校に係る高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省 高等教育局 学生支援課

一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省の社会保障審議会では、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しについて議論を行っており、令和4年12月には同審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、これまでの議論を整理した「中間まとめ」が取りまとめられました。

この「中間まとめ」の中では、大学生等の生活保護についても「現行制度でも、病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、またその間奨学金が停止された場合でも、復学により、奨学金の支給を再開する仕組みがあることにも留意が必要である。」との指摘があったことから、厚生労働省においては、令和5年2月1日付で、各都道府県・市町村の生活保護担当課に対し、大学生等からの生活保護の相談があった場合の適切な取扱いについて周知されたところです（別添の厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡を参照）。

このように厚生労働省から各都道府県・市町村に対して、大学生等への支援について周知がなされていることについて、各学校におかれてもご承知おきいただくとともに、下記の点について改めてご留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 日本学生支援機構の奨学生が休学する場合は、休学又は復学に伴う奨学金の休止・復活の手続きが必要であることについて、該当学生にご案内ください。
- 奨学金の休止・復活の手続きを学生等が理解していないことによって不利益を被ることの無いよう、各学校の休学手続きを担当する学籍管理等の担当部署と、奨学金担当の部署が連携して適切に対応ください。

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局 学生支援課

高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3280）

e-mail：koto-syugaku-chihou@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

事 務 連 絡  
令 和 5 年 2 月 1 日

各 都道府県・市町村 民生主管部生活保護担当課 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

一時的に生活に困窮する大学生等への支援について（周知）

生活保護行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

一時的に生活に困窮する大学生等への支援については、「高等教育の修学支援新制度の周知等について」（令和4年6月2日付け厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室、子ども家庭局家庭福祉課連名事務連絡）により、活用可能な支援を着実に実施するとともに、学生等本人の状況に応じ、高等教育の修学支援新制度の申込みを本人が通っている大学等に行うよう促すなど、ご留意いただきたい事項をお示ししています。

特に、学生等本人が病気により休学する場合、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること等については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問1-56、57において、お示ししております。

また、この点に関して、文部科学省において発出されている別添の通知においても、

- ・ 休学の時点で本人が日本学生支援機構による奨学金の支給や貸与を受けている場合、本人は、奨学金の休止手続きを行う必要があること
- ・ 現在、保護を受けている休学中の学生等が復学する場合、保護の実施機関において、保護を廃止することになるが、本人が、奨学金の復活手続きを行うことにより、奨学金の支給や貸与が再開される場合があること

等が明示されております。

こうした一連の取扱いについては、昨年の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会でも議論が行われ、同年12月に取りまとめられた「中間まとめ」の中でも、「現行制度でも、病気により休学する場合は、保護の要件を満たせば、保護を受けることが可能であること、またその間奨学金が停止された場合でも、復学により、奨学金の支給を再開する仕組みがあることにも留意が必要である。」との記述が盛り込まれたところです。

つきましては、大学生等から保護に関する相談があった際には、上記内容を踏まえつつ、適切にご対応いただくとともに、都道府県におかれては管内福祉事務所に対し周知方お願いいたします。

以上、管内福祉事務所の査察指導員や地区担当員、面接相談員等に対し、本事務連絡の内容が確実に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

- 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）（抄）

#### 問 1-56

##### 世帯分離により就学している者の医療費の取扱い

問 世帯分離の取扱いを受けて大学等で就学している者が病気にかかり、医療費の支出ができない場合は医療扶助を行ってよいか。

答 世帯分離の条件として、生活が維持されることが前提であるから、通学しながら治療できる程度の病気にかかった場合は、その医療費は本来「生活の維持」の範囲内のものであるから、保護をすべきではない。しかし、一定期間通学が困難となるような病気にかかった場合には、出身世帯員とともに世帯を単位として保護の要否及び程度を判断し保護をすべきである。その後病気がなおって再び通学をはじめたときは、当然その者を世帯分離しなければならない。なお、世帯分離され被保護者でなくなった者は、国民健康保険の被保険者となることができるから世帯分離の取扱いに際して十分これを指導しておく必要がある。

#### 問 1-57

##### 大学就学者の医療費の取扱い

問 大学で就学している単身者が病気のため入院したが出身世帯がなく、自力等によるその医療費の支出が不可能である場合の取扱いはどうするか。

答 大学で就学する者に対しては本来法による保護は行われないのであるが、設問のごとく病気のため入院し働くことができない者に対してまで、大学に在籍していることを理由に保護を拒むのは適当といえない。通常の手続により要否及び程度の判定を行って保護するとともに、休学等の手続をとり授業料その他の負担を免れるよう指導すべきである。なお、出身世帯がある者については、世帯を単位として要否判定を行わなければならない。